

練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者募集要項

ひとり親家庭の子どもの学習体験における体験格差の解消を図るため、学習塾等で利用できる電子クーポン等（以下「クーポン」という。）を交付し、学習塾等の習い事に係る費用を助成する「練馬区ひとり親家庭学習支援事業（学習クーポン）」を実施します。

つきましては、本事業において、クーポンが利用できる参画事業者（以下「参画事業者」という。）の登録を受け付けます。

1 本事業の概要

(1) 助成対象者

次に掲げる①～④の要件にいずれも該当する者

- ① 区の区域内に住所を有し、児童扶養手当の全部もしくは一部を受給している世帯またはこれに相当する所得水準にあるひとり親家庭で、中学校1年生から2年生までまたは高校1年生から2年生までの生徒を持つ家庭であること。
- ② 区が実施する「ひとり親家庭向け訪問型学習支援事業」の支援対象でないこと。
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- ④ 対象となる各学年において、過去に本事業による助成を受けていないこと。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるものを本事業の対象者とすることができる。

(2) クーポンの年間助成額

- ・ 中学校1年生および2年生 10万円
- ・ 高校1年生および2年生 15万円

(3) クーポン対象経費

- ① 初期費用（入会金、入学金、入塾テストの費用）
- ② 月謝、受講料
- ③ 教材費
- ④ 模擬試験代、学力テスト料

⑤ 夏期講習、冬期講習等の費用

⑥ 前各号に掲げる経費に準ずると区長が認めるもの

※ 上記は授業を受けるために参画事業者に支払うものに限り対象とします。参画事業者以外へ支払うものは対象外です。

(4) クーポン利用期間

クーポンの交付日から当該年度末まで

※年度の途中において新たに助成対象者となることが決定した者の助成期間の始期は、クーポンの交付日からです。

※資格喪失の決定を受けた者の助成期間の終期は、資格喪失日までです。

(5) クーポンの交付方式

オンラインで利用できるクーポンを交付します。利用者および参画事業者は、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器を介して利用します。

※オンラインでクーポンを利用できない助成対象者に対しては、カード型クーポンを交付します。

(6) その他注意事項

- ① 利用者は、クーポンの利用に際し、参画事業者から釣銭を受け取ることはできません。
- ② クーポンは、現金または金券等との引換えはできません。
- ③ クーポンの有効期間は交付の年度末までです。翌年度以降への繰越はできません。
- ④ クーポンは交付された本人しか利用できません。

2 参画事業者の登録について

クーポンを取り扱うには、参画事業者登録申請手続きが必要です。次の「(1)登録条件」に該当することを確認のうえ、「(2)①登録申請」を行ってください。

(1) 登録条件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- ① 本事業の趣旨・目的に賛同し、中学1年生および2年生、高校1年生および2年生の対象を含むサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している民間事業者（法人、任意団体、個人事業主を含む）であること。
- ② 練馬区内でサービスが可能な事業者であること。

ただし、利用者から参画事業者登録リクエストがあった場合はこの限りではない。

③ 提供するサービスが、次のいずれかに該当すること。

・ 教室型：特定の教室等に生徒を集め、集団または個別に指導を行うもの

（例）学習塾

・ 訪問型：登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導を行うもの（個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）（例）家庭教師

・ 通信型：インターネット等の通信手段を用いて指導を行うもの。ただし、双方向型で実施するものに限る。（教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）

※国語・社会・数学・理科・英語に該当するサービスであること。

④ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けていること。

⑤ 代表者が明確であり、本事業の遂行能力が見込まれるものであること。

⑥ 個人情報の保護について万全を期していること。

⑦ 利用者へのサービス提供の実績（出席・参加記録、指導履歴等）の管理が適切に行われており、事務局が実施するアンケート調査等に協力できること。

⑧ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推進、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと。

⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと。

⑩ 公序良俗に反する活動をしていないこと。

⑪ 練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）実施要綱および本募集要項並びに関係法令を遵守すること。

(2) 登録申請から利用開始までの流れ

① 登録申請

「練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録申請書」（第1号様式）を作成のうえ、必要書類を添付し申請を行ってください。

なお、同一事業者で複数の事業所を登録する場合、それぞれ登録申請書類の提出が必要となります。

また、登録申請については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができます。

※電子情報処理組織を使用した登録申請は、7 ページに記載のQRコードおよびURLからすることができます。

【必要書類】

※書類にマイナンバーが記載されている場合は、判別出来ないようにして提出してください。

法人	①	練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録申請書（第1号様式）
	②	【振込先確認書類】 振込先の銀行・支店・口座番号および口座種別・名義人がすべて記載されているページ ※名義人名「法人名義」または「法人名義＋法人代表者名義」
	③	【事業実態確認書類】 法人の登記簿謄本または登記事項証明書の写し（発行後3か月以内）
	④	【代表者等確認書類】 印鑑証明書（取得から3か月以内） ※②振込先確認書類の代表者名義に記載の氏名・法人のものに限る。
	⑤	【事業内容確認書類】 サービス内容および費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）
任意団体	①	練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録申請書（第1号様式）
	②	【振込先確認書類】 振込先の銀行・支店・口座番号および口座種別・名義人がすべて記載されているページ ※名義人名「団体代表者名義」または「屋号＋団体代表者名義」
	③	【事業実態確認書類】 ●団体の規約等および役員名簿

		●直近の法人納税証明書（その２）。 ただし、提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出 ●収益事業開始届出書の写し（所管税務署の受付印のあるもの） ●その他、練馬区が事業の実態を確認できる書類
	④	【代表者等確認書類】 次のいずれかの書類 ●印鑑証明書（取得から３か月以内） ※②振込先確認書類の代表者名義に記載の氏名・法人のものに限る。 ●公共料金の領収書（発行から１年以内） ※③事業実態確認書類に記載の氏名・法人名と、住所と同一記載があるものに限る。 ●身分証明書 ※③事業実態確認書類に記載のある氏名の運転免許証・パスポート・マイナンバーカード（表面） 等
	⑤	【事業内容確認書類】 サービス内容および費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）
個人	①	練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録申請書（第１号様式）
	②	【振込先確認書類】 振込先の銀行・支店・口座番号および口座種別・名義人がすべて記載されているページ ※名義人名「申請者本人」または「屋号＋申請者名義」
	③	【事業実態確認書類】 直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控））の写し ※納税手続きを e-Taxで行っている場合は、受付日・番号が記載されているもの 税務署が行っている場合は、所轄税務署の受付印があるもの ただし、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出 ●個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）

		の) ●その他、練馬区が事業の実態を確認できる書類
	④	【代表者等確認書類】 次のいずれかの書類 ●印鑑証明書（取得から3か月以内） ※②振込先確認書類の代表者名義に記載の氏名のものに限る。 ●公共料金の領収書（発行から1年以内） ※③事業実態確認書類に記載の氏名・法人名と、住所と同一の記載があるものに限る。 ●身分証明書 ※③事業実態確認書類に記載のある氏名の運転免許証・パスポート・マイナンバーカード（表面） 等
	⑤	【事業内容確認書類】 サービス内容および費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）

② 送付先等

※オンラインの場合

URL:<https://www.kodomonaraigoto-nerima.jp/classroom-owner/about-registration-application/>

※参画事業者登録申請フォーム

<https://c8476e97.form.kintoneapp.com/public/7ffb0057fdb2df1fb788b0437c5cf6f8cce8eca23e23c175bbe60d2a4847b8fd>

※必要書類アップロードフォーム

<https://c8476e97.form.kintoneapp.com/public/101add55e2f71c1172b58e5707ca979b8e5220e70fa446550b9c03860fa4b0e6>

※郵送の場合

〒178-8601 練馬区東大泉1丁目29番1号 ゆめりあ1 9F

練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）事務局 宛て

③ 登録申請の受付について

登録申請は随時受付を行っております。

なお、審査には一定のお時間をいただいておりますので、余裕をもって申請いただき

ますようお願いします。

④ 審査・登録完了通知について

申請内容及び提出書類をもとに登録条件に該当するか審査を行います。

ア．審査は本募集要項の「2 (1) 登録条件」に準じて行います。入力・記載漏れ等の書類不備や不明点等がある場合は事務局より問合せをさせていただきます。

イ．審査を通過した事業者には「練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録決定通知書」（第2号様式）を送付します。その際に、「参画事業者の手引き」等の必要書類を同送いたします。

審査を通過しなかった事業者には、「練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録非該当決定通知書」（第3号様式）を送付します。

ウ．「2 (1) 登録条件」を満たさない場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、登録を認めないことがあります。

- ・登録申請内容（添付書類を含む。以下同じ。）に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- ・本募集要項に違反したとき
- ・上記アの事務局からの問合せ等に際し、「2 (1) 登録条件」を満たすことが確認できないとき

エ．必要に応じて事務局が参画事業者の所在地等を訪問することがあります。訪問が必要な場合は事前に連絡します。

⑤ 利用開始

登録完了後は本事業の支援サイト等へ教室名が掲載されます。

⑥ その他

区または運営事務局は、参画事業者の名称、所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

3. 登録内容の変更等・取消について

(1) 登録内容の変更等

- ・登録内容に変更が生じた場合は「練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録内容変更届」（第4号様式）を、登録を抹消したい場合は「練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録抹消届」（第5号様式）を運営事務局宛てに提出してください。内容を審査後、「練馬区ひとり親家庭向け学習支

援事業（学習クーポン）参画事業者登録内容変更通知書」（第6号様式）または、「練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録抹消通知書」（第7号様式）を事務局より送付いたします。

※登録内容の変更・抹消手続きについては、変更・抹消希望日の1か月前までに手続きいただきますようお願いいたします。変更・抹消手続き完了後、当該利用者に対してその旨を告知しなければなりません。

※様式は専用サイトに掲載しておりますので、ご利用ください。

URL：<https://www.kodomonaraigoto-nerima.jp/user/download/>

※変更時に必要となる必要書類につきましては、運営事務局へお問い合わせください。

- ・届出がなかったことにより、区および運営事務局からの通知、送付書類、振込金等が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任において解決するものとし、区および運営事務局の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。

(2) 登録の取消

参画事業者が次のいずれかに該当するときは、区は参画事業者の登録を取り消すことができるものとします。取り消しを決定した場合は、「練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者登録取消決定通知書」（第8号様式）を区より送付します。なお、これにより区および運営事務局に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

① 取消事由

- ・登録申請内容（上記登録内容の変更を含む。）を偽って記載したことが判明したとき
- ・「2(1)登録条件」に定める事項を満たさなくなったとき
- ・政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ・参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、区が登録の取消が相当と判断し

たとき

- ・監督官庁から営業の停止または取消の処分を受けたとき
- ・「(1)登録内容の変更等」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき
- ・「5 (1) クーポン利用に関する原則」に反し、区に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき
- ・「7 (1) 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき
- ・利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、区が参画事業者として不相当と認めたとき
- ・参画事業者が登録された所在地に実在しなくなったとき、または登録された連絡先に区および運営事務局から連絡ができないとき
- ・参画事業者が行うクーポン利用にかかる請求に疑義があり、区が参画事業者として不相当と認めたとき
- ・参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者へのサービス提供を行っているときと区が判断したとき
- ・参画事業者の故意または重過失より、「7 (2) 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏えいする事故が生じたと区が判断したとき
- ・参画事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- ・暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき
- ・その他、本募集要項に違反したとき

② 登録取消後の処理

参画事業者は、登録取消後、ただちに参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりクーポン利用の申し出があった場合には、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

4. 入金の流れについて

- (1) 参画事業者がシステムにログインし、クーポン利用実績・金額等を月末までに確認

(随時確認可能)。

※対象：当月1日～末日に利用があったクーポン

※本事業では対象者本人以外のクーポン利用を禁止しております。必ず教室利用者とクーポン利用者が同一人物であることをご確認ください。利用者名や金額に間違いがある場合、その他覚えのない実績が計上されている場合は、運営事務局へご連絡ください。

※カード型クーポンについては、事務局にお問合せください。

- (2) 参画事業者が請求書を作成し、専用メールアドレスに添付資料として送付（翌月 5 営業日17時まで提出）メールアドレス：seikyu-naraigoto_nerima@nta.co.jp
 - (3) 運営事務局がクーポン利用実績および請求情報を集約し、区へデータを提出（翌月10日までに区へ提出）
 - (4) 区から参画事業者へクーポン利用額を振込（適法な請求を受けた日から30日以内）
5. クーポン利用に関する留意事項について

(1) クーポン利用に関する原則

- ①参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、参画事業者で一定の条件を定めている場合を除き、当該利用者を顧客として受け入れなければなりません。
- ②参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、「(3) クーポン利用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なくクーポンの利用を拒否してはなりません。
- ③参画事業者が利用者に提供するサービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。また、クーポン利用者に提供するサービス料金は、クーポンを利用しない生徒に提供するサービス料金と同一の設定である必要があり、クーポンを利用する生徒に対してのみ手数料等を上乗せすることは認められません。

(2) クーポン改ざん等への対応

- ①区は、クーポンの改ざんやクーポンの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のクーポンを無効にすることがあります。
- ②クーポンの改ざん等が発覚した場合、区または運営事務局から参画事業者に連絡することがあります。この連絡以降、参画事業者は、より厳重な注意をもってクーポンを確認しなければなりません。
- ③参画事業者はクーポンの改ざん等を発見した場合、速やかに区または運営事務局にその旨を通知するとともに、流通防止に協力しなければなりません。

(3) クーポン利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、クーポンを提示したものに対するサービスの提供を拒否するとともに、直ちに区または運営事務局に連絡し、これらの指示に従うものとします。

- ① 明らかに改ざん等と判断できるクーポンの利用を希望されたとき
- ② クーポン利用を希望する者が明らかに不審であると思われたとき
- ③ その他クーポンの利用等について不審があると思われたとき

6. 支払いの取消・留保について

(1) 支払いの取消

区は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、クーポン利用にかかる支払いを行わないことができるものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、区の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「7 (2) 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生したとき
- ② 「3 (2) 登録の取消」のいずれかに該当するとき
- ③ 参画事業者においてクーポンの不正取扱があったとき
- ④ 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求が正当なものでないとき
- ⑤ 「5 (2) クーポン改ざん等への対応」、「5 (3) クーポン利用の拒否」に反して、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑥ 「3 (2) 登録の取消」により参画事業者の登録を取り消した日以降に、利用者にサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑦ その他、利用者へのサービスの提供が本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

(2) 支払いの留保

区は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求に疑義があると区が判断したとき
- ② 参画事業者が「3 (2) 登録の取消」に掲げる事由に該当するおそれがあると区が認めたとき
- ③ 参画事業者が行った利用者へのサービス提供について、「6 (1) 支払いの取消」のい

れかに該当するおそれがあると区が認めたとき

※ 支払い留保後に当該留保事由が解消し、練馬区が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、区は参画事業者に対し、当該金を支払うものとします。なお、この場合、区は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

7. その他の留意事項について

(1) 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の区に対する債権を第三者に譲渡、質入等を行ったりすることはできません。

(2) 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- ① 参画事業者は、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、区の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏えいしてはなりません。（利用者がクーポンを利用してサービスを利用しているという情報も「児童扶養手当受給世帯」等であることを示すものでもあるので、第三者にこの情報を提供、開示、または漏えいをしてはなりません。）
- ② 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- ③ 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- ④ 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏えいする事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を区および運営事務局に報告しなければなりません。
- ⑤ 区および運営事務局は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- ⑥ 参画事業者は、④の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を区に報告しな

ければなりません。

⑦ ⑤の調査及び⑥の再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。

⑧ 参画事業者の責に帰すべき事由により、④の事故が生じた結果、利用者、区、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。

⑨ ①から⑧にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。

⑩ 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。

⑪ ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

(3) 利用者との紛議等の解決

① 参画事業者は、サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。

② 参画事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。

③ ①及び②の場合、区および運営事務局は一切の責任を負わないものとします。

④ ①及び②の事由がおこった場合は、速やかに区および運営事務局へ報告すること。

※本事業は習い事の費用を、クーポンを介して助成するものであり、習い事の契約については関与いたしません。

(4) 損害賠償責任

参画事業者が本募集要項に違反した結果、利用者、区、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

8. 運営事務局について

本事業に関する問合せ等は下記の運営事務局へお問合せください。

【申請・問合せ先】

〒178-8601 練馬区東大泉1丁目29番1号 ゆめりあ1 9F

練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）運営事務局

TEL：050-1871-1896

アドレス：nerima_naraigoto@nta.co.jp

営業時間：月曜～金曜9：00～17：00（日曜祝日、12/29～1/3休み）

※本事業は株式会社日本旅行が受託運営しております。